

TARO'S LIFE PLAN

樋口太郎くんのライフプラン

太郎くんは、“自分の万が一に”大切な人へ残せるものはなにか？
 についてファイナンシャルプランナー（FP）さんに相談することにしました。

第8回「太郎くん、自分の万が一について考える」 ～大切な人へ残せるものは？～の巻

太郎くん 家族という守りたいものができて、いろいろお金について考えてきましたが、私に「万が一」が起こった場合、どうなるのかを教えてください。

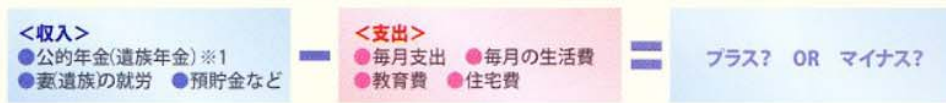
FP 大切な家族を守るためには必ず考えなくてはならないことですね。一番に言えることは、自分が生きているからこそできる事柄や、残したい思いを遺言などで伝える準備ができます。今は医学の発達もあり、死亡率が減少しています。「万が一」だけではなく、意識のない状態が続いたり、認知症や病気で物事の決断ができなくなってしまった場合にも、家族は不安な生活を送ることになります。

太郎くん 確かに、仕事ができない状態が続けば家族の生活は不安で大変ですね。その対策の一つとして医療保険や介護保険の考え方を、前回の相談で教えていただきました。

FP そうでしたね、では「万が一」が起こった場合に、家族が安心して生活できるようにしてあげられる準備を考えてみましょう。私は、「思いを残し、伝える」ことが大切だと考えています。安心な生活とは、第一に「経済的な安心」＝生活費用や教育費用などの心配をしなくてもよい生活でしょう。そして、「精神的な安心」も大切だと考えます。例えば、子供は将来どのような子に育て欲しいかなど普段から会話されることでも、太郎さんの思いを残し、伝えることができますよね。

太郎くん なるほど。確かに一人で子供を育てるなんて不安ですし、そう考えると妻や子供と色々な会話をして思いを残してあげたいですね。

FP では、「経済的な安心」について考えていきましょう。今まであった給与という収入がなくなるわけですが、その後、家族の収支はどうなるのでしょうか？右の図を見てください。



支出で 減少する費用は以下の内容が考えられます
 ●生活費は全体で約2割減(食費・光熱費など) ●車関係の費用・小遣い(固定費)
 ●住宅ローンの返済(団体信用生命保険に加入している場合は、死亡保険金で相殺されます。未加入の場合は、ローン残債分をカバーしておく必要があります。※ただし、借入時の名義人(被保険者)が亡くなった場合

※1 <公的年金について>

	遺族基礎年金(国民年金)	遺族厚生年金(厚生年金)
支給対象者	亡くなった者によって生計を維持されていた、 ●子のある妻 ●子(18歳未満)	●遺族基金年金の支給対象となる遺族 ●子のない妻 ●55歳以上の夫、父母、祖父母(60歳から支給) ●孫(18歳未満)

月々に発生する費用については、この差額を準備されることで、遺族の方は安心した生活を送れるのではないのでしょうか？そして、その先の子供の教育費は、成長に応じてどのくらいかかるのかも考えて準備してください。

太郎くん この不足する費用を準備するには、やはり保険ですね？

FP そうですね、現預貯金を貯めておくというわけにはいかないですからね。死亡保障を目的とした生命保険にも掛け捨てや、貯蓄も兼ね備える保険など色々あります。考え方としては、目的別に保険の種類を選択していきます。
 ①子供が成人するまでの教育費用や結婚資金・・・保障期間を定める定期保険や収入保障保険
 ②配偶者(遺族)+セカンドライフの年金として受け取りも可能・・・終身保険など

太郎くん 医療保険より選択が難しそうですね。たくさんの保障も欲しいですが、生きていることを考えると貯蓄もしっかりしていきたいですから。

FP 子供の教育費も国公立か私立かでかかる費用も変わります。このような将来について話し合われるのもライフプランをたてる一つのきっかけになりますね。またいつでも相談にいらしてください。

相続を考える
 財産の多い・少ないに限らず家族がいる限り「相続」という状況は起こります。自分がいなくなった後、家族にどうして欲しいか思いを伝える場合には「遺言書」です。これも生きているからこそできることで、相続が争族にならないようにする最後の思いです。